

第17期第5回 かながわ人権政策推進懇話会 議事録

日時:令和8年8月21日(金)14時00分～16時00分

場所:県庁エネルギーセンター棟 EC1 会議室

1 議題

(1)かながわ人権施策推進指針の取組状況報告について

(2)かながわ人権施策推進指針の改定素案について

2 議事録

(1)かながわ人権施策推進指針の取組状況報告について

○小向委員

「13 インターネット」のNo.42(インターネット利用による少年サポート活動【県警少年育成課】)の取組について、不適切な書き込みとはどういうものを対象としているのか。

○澤田委員

No.4(「職場のハラスメント相談強化月間」における特別相談会、講演会等の開催【雇用労政課】)について、このような相談をやっていてもなぜハラスメントがなくなるのか。状況を聞きたい。

また、No.10(男女共同参画実践事業【男女共同参画センター】)について、職場のハラスメントの問題をどう議論しているのか。

No.19(障がい者の雇用と職場定着の促進【雇用労政課】)の、「企業のニーズに合わせた出前講座」という表現が言葉尻の問題であるが、障がい者目線という意味ではどうなのかなと思った。

○榎委員

No.27(インターネット広告によるヘイトスピーチの未然防止【共生推進本部室】)について、令和6年度と7年度を比べ、クリック数が増えたが広告の対象を広げたのか。

○事務局

啓発広告を YouTube や LINE でも開始したことによる増加だと認識しています。

○浅野委員

No.3(「こころの電話相談」事業【精神保健福祉センター】)について、①令和6年度と7年度の相談件数が倍になっている理由や背景を教えてほしい。②この件数は受電の件数か、相談を受け付けた件数なのか。③一般的に「こころの電話相談」は繋がりにくいイメージだが、それに対して何か取組などしているのか。

○古賀委員

感想になるが、No.27 についてヘイトスピーチの啓発活動は分かったが、No.40(インターネットモニタリング及び削除依頼の実施【共生推進本部室】)について、ヘイトスピーチの報告件数や削除依頼件数が大幅に増えていることが分かり、県の人権課題として依然として残っていることを感じた。

○根本委員

No.40 について、法務局からどれを削除したのかの報告はないと思うが、実際に削除された件数を報告してもらえないと成果としてどうなのか、前に進まないんじゃないかという思いがある。

○事務局

インターネット上の差別的な投稿については、法務局を通じて削除の働きかけをやってきて、また令和6年1月からは県としてプロバイダに直接削除依頼をするという取り組みも始めています。根本委員のご指摘のとおり、法務局からのフィードバックがないという課題もありますので、県のほうでも削除要請からしばらく経ってからその投稿が消えているかどうかの確認を行い、削除件数を捕捉している状況です。また、今年度の新規事業としてDXを活用したモニタリングを開始するための準備をしているところです。

○炭谷座長

モニタリング事業は全国でも大阪府や愛知県も始めているが、聞いたところによると、法務局と都道府県がそれぞれ削除要請したとしても、都道府県が直接削除要請するよりも法務局の方が削除率がよいと。ただ、ある事業者は削除が少ないなど運営会社によって温度差があるようだ。

○松本育子委員

No.12(不安や生活上の課題を抱える女性に対する支援の実施【共生推進本部室】)について、相談件数が増加しているが、SNSが追加されたことは分かるが、増加の理由や背景を教えてほしい。

No.14(「かながわDV相談LINE」の実施【共生推進本部室】)とNo.15(配偶者暴力相談支援センターによる支援の実施【共生推進本部室】)の件数増加についてもそれぞれ理由が分かれば教えてほしい。また、その際予算や人手を増やしているのか。相談を受けた際にその後の支援につながっているのかも後追いができているのであれば教えてほしい。

No.16(「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の普及・啓発【共生推進本部室】)について、学校出前講座は非常にいい取り組みだと思う。生徒や先生の感想や受け止め、反響などもアンケートなどを集約しているのであれば教えてほしい。

○事務局

No.12～15 について、SNSでの相談を拡充したこともあり、相談件数が増えています。また、この相談室の相談方法についての広報も充実させ、例えば相談場所をお知らせするカードを作成して、大学や高校などに配布するほか、ネットカフェやドラッグストアなどにも置いていただくなど周知広報を充実したことが相談件数の増につながったと考えております。また、令和6年4月に施行された女性支援法について、皆さんに知っていただくようになってきた部分もあろうかと考えております。

No.14 のDV相談LINEについても、少し相談件数が増えています。令和7年度の改善として、令和7年4月からは性別にかかわらずDVに関する相談をお受けする形にしました。昨年度川崎市でのストーカー被害を訴えていた女性が尊い命を失うという大変痛ましい事件が発生し、県では対応強化をしている中、11 月からはDVだけでなくストーカーについての相談もSNS相談でお受けするという形で広報強化をしていることも関係していると思っております。

No.15 の配偶者暴力相談支援センターの方でも相談を受けており、相談ニーズは変わらない状況と考えております。こうした相談を受けた後の解決へのつなぎというところでは、行政などの相談窓口を案内するほか、女性の場合は女性相談支援員が県内各地に配置されていますので、そういったところにしっかりとつないで、具体的な支援が受けられるように対応しているところです。

No.16 の出前講座については、我々もこれからも力を入れていきたいと思っております。例えば視覚障害の方が学校に出向いて生徒さんと交流する中で、関わってもらい、そこから交流が生まれるとも伺っています。この交流を通じて、お互いが学びあって、お互いが育つような授業の在り方を目指していきたいと思っております。

○中村委員

No.27 のリスティング広告について、これは神奈川県民向けか、全国全世界向けか。

○事務局

神奈川県全域を対象としたリスティング広告としています。

○中村委員

神奈川県で限定するのはどのように設定しているのか。

○事務局

本件は委託事業となりますが、神奈川県に限定している設定については、確認しないと回答ができません。

○星野委員

No.24 (「検査普及週間」及び「世界エイズデー」における啓発イベントの開催【健康危機・感染症対策課】)について、特定HIV検査の実施とあるが、件数ではなく人数を出した方がよい。

№39 の性的マイノリティのLINE相談について、件数が増えているが、これも件数ではなく人数で出していただけると。

感想だが、私の方でも性的マイノリティの相談を受けたり、学校や企業向けの公園を行っているが、学校の理解は高まってきたが、企業の理解がすごく遅れていると感じる。会社に相談したらカミングアウトしないと対応できないと言われたという相談があった。カミングアウトしなくても過ごしやすい環境を作るのが一番大事なので、企業向けの研修もっとあったほうがいいと思った。

○ぺい委員

松本育子委員がご指摘された№12 の相談件数が増えていることについて、女性相談員を対象とした学習会があって、その研修を受けた相談員が私たちの女性の不安困りごと相談につなげてくるケースがあり、増えている。SNSは効果があってとてもよいが、手間がかかってしまう点もあるということも知っていただければ。

№27 について、インターネットでのヘイトスピーチをつぶしても物事は解決しないということは何度も話をしている。インターネット上のヘイトスピーチを未然に防止するためということだと、本気でヘイトスピーチをなくす気があるのかなと感じる。普段生活している間にも危険を感じる環境にある中で、もう少しそこを議論していかなければならない。高校教育課の事業もずいぶん昔からやってきたことで、それ以外の。外国人は義務教育の権利はない状況で、教育を受ける権利を子どもたちが享受できるような取組ができないのかなと思った。ヘイトスピーチ対策で生活がしやすくなっているというにはあまりにも物足りなさを感じている。ぜひそこを皆さんの心のどこかに留めていただきながらごんごの議論に繋げていっていただければ。

(2) かながわ人権施策推進指針の改定素案について

○炭谷座長

大変重要な事項がいろいろと触れられていると思う。特に神奈川県の場合は、津久井やまゆり園事件のような事件を二度と起こさないためにも、しっかりと指針に位置付けることが重要だと思っている。また、今回の意識調査によって人権に関する知識や関心がどんどん希薄になりつつあるんじゃないかということで、この対策もしっかりと盛り込むことが重要である。それからインターネット上のヘイトスピーチの増加に対する対応も前回の改定時よりも必要になっている。そして今回は貧困を生活困窮という形で表題を変えるということを考えられているとのことだが、所得格差の拡大によって、大きな問題となっていて、人権課題との関連は否定できない、注目しなければならないところと思う。こうしたことを踏まえ、非常に優れた案を作っていただいたと思う。

そこで、わたしのほうでもいくつか質問させていただくが、指針の基本姿勢として「ジェンダー」「ともに生きる」「当事者目線」の「3つの主流化」とあるが、なぜ「ジェンダー」だけを取り上げているのか。また、インターネットの人権問題の関連で、最近の傾向として(生成)AI の影響が大変強い。削除要請しても AI で残ったものは絶対に消せない。AI の問題に触れておく必要があると思

う。

○事務局

「3つの主流化」について、こちらの説明の文章が少し不足していたのですが、この「3つの主流化」というのが「ジェンダー主流化」という言葉をきっかけにできたという背景があり、「ジェンダー主流化」というのは全ての政策・施策を考えるときにジェンダーの視点を常に考えながら取り組んでいくという趣旨の言葉です。神奈川県では、ジェンダーだけでなく、「ともに生きる」「当事者目線」の3つを常に考えながら、あらゆる分野の政策・施策を考えていこうということで、「3つの主流化」として取組を開始しております。ご指摘いただいたとおり、ジェンダーのことだけを考えるのではなく、例えば障がい分野の施策を考えるときに、この3つの視点を考えながら企画立案していこうという考え方となります。言葉が不足しており申し訳ございません。

2点目の AI についても、これから出てくる大きな課題だと考えており、指針の素案を考えていく中で検討を深めていきたいと思います。

○根本委員

確かに、ジェンダーの視点を基本的な視点として持つべきということは正しいと思うが、だからといって「ともに生きる」と「当事者目線」と3つ並んだ時にジェンダーが入ると違和感を感じる。「ともに生きる」の中にジェンダー問題は入っていて、当事者目線の中にもジェンダーは入るわけだから。おっしゃっていることは正しいし、非常に重要だが、ちょっと工夫していただきたい。

1点意見として、(案)には「同和問題(部落差別)」と記載されているが、国は部落差別解消推進法ができて以降、「部落差別(同和問題)」としている。今までは同和問題ということで、部落の人たちの生活改善が主流だったものが、今は部落「差別」をなくしていこうということが法律の趣旨になって、それが10年経って。そういう意味では、逆にすべきだと思うので、検討していただきたい。

あと、ヘイトスピーチに関する議会答弁で、「国の動向を引き続き注視しながら考えてまいります」とあるが、罰則を伴った条例が実際にできているわけで、その評価はきちんとしなければならぬと思う。もう一歩前に進んだ評価が必要なのではないか。市長会でも知事に対する要望の中で、ヘイトスピーチの解消に向けた罰則規定を含む実効性のある法整備といった具体的施策の実施を国に働きかけるということを要請しているので、こうしたことを受けて、ヘイトスピーチの現状を踏まえたあり方を指針の中に反映していただきたい。

○小向委員

「貧困等にかかる人権課題」の中に孤独・孤立対策を入れるということだが、必ずしも孤立の問題は貧困だけではないような気もするので、そのあたりの整理がどうなっているのか。また、指針の目標の(案)が「人権がすべての人に保障されるとともに生きる社会の実現をめざします。」と記載されているが、「ともに生きる社会」にカギ括弧を入れないと読みにくいので、特別に意味がない

のであればカギ括弧があったほうがよい。

○事務局

2点目の指針の目標のカギ括弧のご指摘については特に事情があるということではありませんので、カギ括弧で表現したほうがいいと、今お話を伺って受けとめました。

1点目の「孤独・孤立」の項目についてどういった形で次の指針に表していくかということですが、ご指摘のとおり、現行の指針では「様々な人権課題」の中の1項目として入っていますが、もう少し大きな形で表現していく中の、案の1つとして、こうした表現ができないかということですので、このような表現に違和感を感じるというご意見があれば、ぜひ教えていただきたいと思います。

○小向委員

心配したのは、経済的に困窮していない孤立があつて、そうした人がこぼれ落ちちゃったりしないのかなということである。無理やり「貧困」に全部入れることでこぼれ落ちるものはないのか、というのが心配だという趣旨である。例えば、それを高齢者の問題等で拾っていくということであれば、そういう整理の仕方もあると思う。

○榎委員

今回、「ともに生きる」という理念を目標に掲げたくて、この懇話会でもいろいろ議論が出てきたが、人権問題に関しての関心の低さという点では、教育啓発を推進していくという形で、懇話会の意見がうまく反映されているのではないと思うし、それから人権問題を自分事として考えるという点では、当事者目線という形でうまく取り組もうとしているということで、今まで懇話会で出た意見をうまく盛り込んでいただけていると考えている。ヘイトスピーチについてのご意見はいろいろとあろうかと思うが、わたし自身は基本的には本日提示された資料のスタンスでいくことを理解した。

1点、素案のたたき台の内容について、p.25 の「高齢者の社会参画」の後ろの就業支援の推進という部分と、「また」で始まる二行について、消した理由があれば教えてほしい。

○事務局

ご指摘の箇所ですが、素案(たたき台)の内容について、関係各課に意見照会をした際に、関係課から、「高齢者の社会参画の促進」(の表現)で足りるという意見があり、それを反映した結果となります。今いただいたご意見を踏まえ、削除するかどうかを改めて検討します。

○ぺい委員

先ほどの貧困のところでは、「貧困」というと経済的貧困と捉えられてしまう場合が多く、生活困窮者というところに全ての困窮を抱えている人たちを支えようということで法制度ができた。なので、「貧困」は「生活困窮」の中に入っていて、孤立もその中の課題としてあるのではないかという

捉え方をわたしはしているので、もう一度考えていただければ。

外国人の人権について、なにかと「ともに生きる」が使われているが、「ともに生きる」の中にわたしたちが入っているのか。日本人だけの話ではないか、と思ってしまう。そのくらい当事者たちにとってはおともに生きられていないと感じている。机上の空論になっている。

以前、懇話会の委員だったときにフィールドワークみたいなことをしたことあって、そこで知る機会があったが、外国籍県民の実態も今藤沢で起きているモスク反対のヘイトスピーチも、現場で起こっていることについて、例えば北海道ではモスクが火をつけられて全焼したことがあるが、そのくらいヘイトスピーチは怖いものだということ。「ともに生きる」って誰が対象なのかということを見ると、例えば障がい者の人たちや性的少数者の方たちも自分がその中に入っているのか疑問だと思う。ここでヘイトスピーチ禁止条例を作れることはないが、禁止条例を作らなくてはいけないようなところまで追い詰める指針にしておきたいと思う。

孤立のネットワークを県が一生懸命やっているが、課と課の連携がどれくらい進んでいるのか見えてこない。人権に関して、どの部局がどういうことをやっているのかももう少し見えたらいいなと思う。

私がもう一つ言いたいのは、「ともに生きる」にわたしたちが入っていないと思うのは、やはり朝鮮学校への助成金を、拉致問題やミサイルなどを口実に県が10年くらい支給していないこと、これは差別以外の何でもないと思う。本当にヘイトスピーチやヘイトクライムをなくすための努力は、県自らがしていくべきであり、私たちも一緒にそのような地域社会を作るために、努力をしていかなくてはいけないと思う。

○澤田委員

ヘイトスピーチ禁止条例はぜひ検討してもらいたい。そういうものがない限り外国籍の方への差別はなくならないと思う。

「ジェンダー主流化」については、「ともに生きる」と「当事者目線」と並べられる点で、事務局の方が頑張られたということで、うれしく思っている。そういう意味で、各分野でジェンダー主流化がどのように意識されているのかに関心がある。ジェンダー問題は男女共同参画の部署がやるだけでなく、全庁的な問題であるわけだし、県民が生きやすい社会になっていくと思うので、ぜひ入れていただきたい。

また、(榎委員のご指摘の)高齢者の就業支援については、カットせずに入れていただきたい。高齢者でも働かないと生きていけない方々がいて、安定して高齢者が働けるような環境作り、高齢者がいきいきと生きていける社会が目指す社会ではないかと思う。

指針の素案のジェンダーの項目については、職場の男女の賃金格差がなぜなくなるのか、ジェンダー規範や固定概念、アンコンシャスバイアスが根強いと思うので、どこかで触れられるといい。また、カスタマーハラスメントについてはしっかり書かれているが、セクハラについては告発した人が二次被害を被ることが起きていて、わたしたちはそこを注視したいと思っているので、(指針に反映させることを)検討してほしい。

○中村委員

「ともに生きる」という表現が上から目線のような気がする。誰がいつ当事者になってもおかしくなくて、そこで上から「自分は違うんだ」「自分は当事者ではないんだ」という印象を持ってしまうと、差別はなくならないような気がしてしまう。目標に掲げるのであれば、みんながもっと横並びなんだよというのが伝わるような言い方はないのかな、というのが感想。

ヘイトスピーチの問題については、藤沢のモスクの問題もそうだが、SNSで投稿する人が神奈川県の人ではなかったりして、全国的な話であって、それこそ日本にいる人かどうかも分からない。そうすると、神奈川県だけで規制したり、「ヘイトスピーチを許さない」といっても機能するのかわからない。とはいえ、神奈川県が許さない姿勢を表に出していくことによって得られるものはあると思う。

○萩原委員

「ともに生きる」の使い方はなかなか難しいと思うが、職員よりは知事がもう少し発言したらいいんじゃないかと思ったりする。

指針の素案(たたき台)については、「様々な人権課題」の中の「災害発生時の人権課題」で、「女性のニーズ」と記載しているが、ジェンダー主流化を取り入れるなら女性だけでなく性的マイノリティも含め、すべてのジェンダーを含むような表現を考えたほうがよい。

また、追加される「働く人の人権」の中で、カスタマーハラスメントは働く環境の中だけで解決できない問題なので、そもそもハラスメントになるような言動はしてはいけないのだと社会の中で共有する、そのきっかけとしてカスタマーハラスメントが書かれるとよいと思う。

○古賀委員

わたしが一番関心を持っているのは「子どもの人権」だが、その項目の中で新たにヤングケアラーが触れられていて、また「様々な人権課題」にもヤングケアラーの人権課題が載せられているが、ヤングケアラーの問題は家庭の中で起こっていて表面に出づらい課題だし、当事者である子どもたちがそれが当たり前だと思ってしまって表面化しづらい問題である。問題化できるような取組を文言として入れてもいいのかなと思った。

○松本育子委員

「働く人の人権」が新たに追加されることについては、大きな前進でありがたいと思うが、ここの書きぶりが少し気になる。ハラスメントは人権侵害であり、「ハラスメントが大きな社会的課題となっています」とあるが、ハラスメントが社会的課題になったのは90年代であり、世界的に認知されるようになっている。急に社会問題として浮彫になったということではなく、ハラスメントは人権侵害であるということを大きく抑えてほしい。資料2の「職場におけるカスタマーハラスメントやパワーハラスメント等の働く人の人権課題について新たに追記する」という記載も、そもそもカスタマー

ハラスメントが冒頭にくることもすごく違和感を感じる。労働問題としてまず来るのが、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント、そしてパワーハラスメント、そして一番新しいハラスメントとしてカスタマーハラスメント。この位置付けを改めて整理していただけると。

また、素案(たたき台)の「職場のハラスメントは働く人の人格を傷つける行為であるとともに」まではいいが、「職場風土を悪化させ、職場全体の士気を低下させるなど、企業の生産性の低下にもつながる深刻な問題です」とあり、この書き方は雇い主側というか、強者の方の立場のからの目線だなとすごく思う。まずもって働く人が人権侵害されて困っている問題であるにもかかわらず、雇い主側の問題のような形で書きぶりになっているので、人権政策推進指針としては、目線が逆なのかなと思った。その後、法改正して義務化されたっていうところは注意喚起の意味で書くことは重要かとは思いますが、まず何が目的なのかというと、人権侵害をなくしていく、防止することが一番重要な課題だと思うので、人権侵害をなくすという観点から、少し書きぶりを工夫していただけたらと思う。

○杉藤委員

人権啓発をどういうふうにしていくかというのが一番根本的な問題だと思う。人権啓発をするためにはどうしたらいいかという、その道筋を細かく提供できたらよい。人権啓発っていうのは何をやったらいいとか回答はもう絶対出ない。人間の心に訴えかける問題であり、結果も分からないし、どうすれば効率がいいかということは言えないわけだが、はっきりしているのは、反復継続して、常に人権啓発をやるといふ、それしかないということ。人権啓発の方法というのを、それぞれの思いの中で何か案を入れてもらえたら、ありがたいんじゃないかと思う。

○浅野委員

わたしが人権に関心を持ったきっかけが貧困の問題である。以前、会社で住民対応をした際に、住民の方から、「明日どんな食事を取れるかわからない俺たちに対して、この貧困の苦しみが会社を守られているお前に分かるか」って話をされた。貧困というのはこんなにも人の心を蝕むのかととても衝撃的だった。

指針は運用を決めていくための基準となるものであり、すべてを指針に盛り込むのは難しいと思うが、貧困に関しては、制度を利用することに対するスティグマを乗り越えられない方がとても多いんじゃないかなと。制度を準備するのではなく、制度の方からその方々へ迎えに行くというようなものができればいいと感じている。団体や当事者とのやり取りを通して経験してきたことを県の取り組みの中で実態に合わせて載せられるとよいと思う。

○星野委員

国のハラスメントの法改正があるので、11章の性的マイノリティの中にSOGIハラスメントを盛り込んでほしい。

(資料)

- ・第 17 期かながわ人権政策推進懇話会 委員名簿
- ・資料1 かながわ人権施策推進指針の取組状況
- ・資料2 かながわ人権施策推進指針の改定について
- ・参考資料 かながわ人権施策推進指針改定素案(たたき台)※未定稿